

災害時における「道の駅」忠類の防災拠点化に関する協定書

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）と幕別町長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅」忠類を防災拠点として利用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、「道の駅」忠類を防災拠点として利用することにより、地域住民及び道路利用者の避難支援及び安全確保を図ることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設等）

第2条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が所有する「道の駅」忠類の本体施設及び駐車場
- (2) 「道の駅」忠類の敷地内に甲及び乙が設置保管する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第3条 乙は、前条第1号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。

（災害発生時における施設の開放）

第4条 乙は、災害発生時において、第2条第1号及び第2号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて24時間開放するよう努めるものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第5条 甲及び乙は、「道の駅」忠類を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 災害情報の収集提供
- (2) 地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- (3) 防災拠点として必要な資機材等の整備
- (4) 防災拠点として必要な維持・管理
- (5) その他防災拠点の機能として必要な事項

(利用に係る通知)

第6条 甲及び乙は、「道の駅」忠類を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に
対して、その旨を事前に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場
合はこの限りではない。

(利用料及び維持管理)

第7条 災害発生時における第2条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第2条に規定する対象施設の維持管理は、施設整備等の費用負担を行った者が実施す
ることを原則とする。

(対象施設の破損時の対応)

第8条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用
の負担方法については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、
期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件を
もって一年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定外の事項)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲
及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するもの
とする。

平成25年3月11日

甲 国土交通省北海道開発局
帯広開発建設部長

大内 幸則



乙 幕別町長

岡田 和夫

